

清水南高等学校・同中等部 生徒心得

本校生徒はスクール・ミッションに掲げた「高い知性と豊かな感性・表現力を備えたグローバル人材」になるために、次の規律を自ら尊重し、遵守する。

1 通則

- (1) よりよい社会を築くための高い知性と主体的に行動する力を身に付ける
- (2) 未来を切り拓くための豊かな感性・表現力と創造する力を身に付ける
- (3) 予測困難な時代をしなやかに生き抜き、社会に貢献するために、物事に粘り強く取り組む力を身に付ける

2 学校生活等

- (1) 本校の学年は3学期制とする。
- (2) 登校時刻は高校が8時35分、中等部が8時25分とする。それぞれの時刻を知らせるチャイムの鳴り始め以降のHRへの入室は遅刻とする。
- (3) 欠席又は遅刻する場合は、8時25分までに保護者から学校へ学校連絡・情報共有サービス(COCOO)で連絡する。
- (4) 公共交通機関を利用して通学する場合は、マナーを守って登校する。
- (5) 自転車通学は、別に定める「自転車通学に関するきまり」のとおりとする。
- (6) 始業時刻から終業時刻までの間は、許可なく校外に出ることを禁止する。
- (7) 生徒は全てのHR及び部(活動)に所属し、諸活動を行う。
- (8) 学校に不要な物を持ってこない。
- (9) 貴重品管理については次のとおりとする。
 - ア 大金や高額な物品を持ってこない。
 - イ 集金等がある場合、自分で管理が難しい時は、担任に預ける。
 - ウ 基本的に貴重品はロッカーにしまい、鍵をかけておく。
 - エ 中等部生は、物品購入等で持参した現金(財布)などの貴重品は、朝のうちに貴重品BOXへ預ける。
- (10) 中等部生は、休日を含め、登下校中の商品の購入や店舗への立ち入りはできない。
- (11) 校内における政治活動は、別に定める「生徒による政治的活動規程」のとおりとする。

3 服装・頭髪等

- (1) 身だしなみを整え、生徒としての品位を保たなければならない。
- (2) 制服・頭髪等は、別に定める「服装・頭髪等規程」のとおりとする。

4 携帯電話・スマートフォン等

- (1) 高校生は、携帯電話・スマートフォンの使用については以下のルールを守ること
 - ア 登校後から帰りのSHRまで使用しない。ただし、教員の指導下での使用を除く。
 - イ 登校後電源を切り、カバンの中かロッカーにしまう。
 - ウ 放課後は教室・部室以外の場所で使用しない。また、移動時や廊下等で使用しない。
 - エ 部活動中は、教員の指導の下で使用する。
 - オ 誹謗中傷と受け取れる行為は行わない。また、個人を特定できる記載はしない。

- (2) 中等部生は、携帯電話・スマートフォンの持ち込みを原則禁止とする。ただし、生徒の送迎や緊急時の連絡手段として、保護者が携帯電話やスマートフォンの校内への持ち込みが必要と判断した場合は、「携帯電話・スマートフォン校内持ち込み申請書」を担任に提出する。校内持ち込みをした場合、以下のルールを守ること。
- ア 学校の敷地内では使用しない。学校へ到着したら電源を切り、朝のSHRで必ず担任の先生に預ける。
 - イ 保護者との連絡のためにどうしても使用しなければならない緊急の場合にのみ、先生の許可を得て使用ができる。
 - ウ 通学中も保護者との連絡を目的としない使用(撮影・音楽・メール・ゲーム など)は認めない。
 - エ 違反があった場合は次のとおりとする。
 - ① 1回目の違反→1週間持ち込み禁止。
 - ② 2回目の違反→無期限持ち込み禁止。

5 届・願

- (1) 次の場合は、所定の様式により、ホームルーム担任を通じて校長に届出る。
- ア 生徒が感染症にかかったとき。
 - イ 住所、姓名、保護者、保証人等を変更したとき。
 - ウ 各種証明書を必要とするとき。
 - エ 海外旅行を行うとき。
 - オ 学校の施設設備を破損したとき。
- (2) 次の場合は所定の様式により、ホームルーム担任を通じて校長の許可を得る。
- ア 集会を行い、又は新しく団体を結成しようとするとき。
 - イ 学校内で物品の売買又は募金を行おうとするとき。
 - ウ 学校内で掲示、出版(ビラを含む)、出版物の配布及び署名を行うとき。
 - エ 特別の事情で、アルバイトを行うとき。
 - オ 就職上の理由で、運転免許を取得するとき。
 - カ 自転車通学を行うとき。
 - キ 学校の施設・設備を借用するとき。
 - ク 病気、外傷その他やむを得ない事情で異装するとき。